告

亦

部を改正する規則を制定し、

ここに公布する。

平成二十一年十月二日

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

の

福岡県規則第四十六号

第十八条第三号を次のように改める。

環境の保全に関する条例」

に改める

第十九条中第二号を削り、

第三号を第二号とする。

という名称で設立された法人をいう。

財団法人福岡県環境保全公社 (平成四年

月十日に財団法人福岡県環境保全公社

様式第二号及び様式第二号の二中「薊国洞吟⊪弥片※澮」

を

「福岡県公害防止等生活

平成二年福岡県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

福岡県知事

麻 生

渡

·成二十 年 十 卢 日

三千二 + 号

増

刊 (1)

福岡県知的障害者福祉関係

費用徴収規則を廃止する規則を制定し、

ここに公布する。

福岡県知

事

麻 生

渡

平成二十一年十月二日

福岡県規則第四十七号

福岡県知的障害者福祉関係費用徴収規則 福岡県知的障害者福祉関係費用徴収規則を廃止する規則 (昭和五十三年福岡県規則第九十四号)

附 則

福岡県知的障害者福祉関係費用徴収規則を廃止する規則

る条例施行規則の

部を改正する規則

廃棄物対策課

規

則

(第四十六号 - 第四十七号)

目

次

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関す

廃止する。

この規則は、 公布の日から施行する。

(障害者福祉課)

この規則は、 附 則 公布の日から施行する。

定期発行日 毎週月水金曜日 は